

公益財団法人三康文化研究所
附属三康図書館閲覧規程

制 定 昭和 39 年 11 月 13 日
改 正 平成 25 年 5 月 22 日
改 正 令和 3 年 10 月 1 日
最終改正 令和 5 年 10 月 20 日

(目的)

第 1 条 あらゆる属性(国籍、所属、性別)を問わず、すべての人に対して知る自由を保障する図書館として、自主的な学習、研究を支援し個人および社会的な「知の構築」に貢献することを理念とし、当館は仏教文化に関する資料を収集するほか、文化一般にわたる資料を収集、保存して一般公開を図り、閲覧者の利便に供することをもって学術研究の発展と社会の公益増進を図ることを目的とする。

(入館資格)

第 2 条 年齢を問わず誰でも自由に入館し、当館を利用することができる。

(開館時間)

第 3 条 開館時間は、9:30 から 17:00 までとする。ただし、事情によりこれを変更することができる。

(休館日)

第 4 条 休館日は次のとおりとする。ただし、事情によりこれを変更し、または臨時休館日を設定することができる。

- 2 毎週土曜日
- 3 毎週日曜日
- 4 国民の祝日
- 5 夏季図書整理期間
- 6 年末年始

(閲覧室の座席利用料)

第 5 条 閲覧室の座席利用料（以下、「座席利用料」という）は 1 回につき 100 円とする。ただし、高校生以下又は 18 歳未満は無料とする。

- 2 回数券は 6 枚綴り 500 円、13 枚綴り 1,000 円で、受付にて販売する。

(閲覧室座席利用のための手続き)

第6条 閲覧室の座席を利用する者(以下、「座席利用者」という)は、前条による座席利用料を支払い、「入館票」に必要事項を記入して受付に提出し、別に定める「利用証」の交付を受け、退館のときは、これを返却しなければならない。

2 座席利用者の途中外出は1日1回、1時間以内とする。ただし、やむをえないときは、この限りではない。

3 「座席利用者」に限り閉架の図書資料(以下、「資料」という)を閲覧することができる。

(資料の閲覧方法)

第7条 資料の閲覧を希望する者は、「図書請求票」に所定の事項を記入して受付に提出する。その際に閲覧者は、前条に定める利用証を職員に提示する。ただし、開架資料はこの限りではない。

2 当館所蔵資料(開架・閉架を問わず)は、原則として閲覧室内で閲覧しなければならない。

3 一度に請求できる資料は、当館備え付けのブックトラック1台に収載できる量を上限とする。

4 資料の館外貸出は原則として行わない。ただし、団体等が主催する展示会等への貸し出しについては、この限りではない。

5 資料の複写並びに翻刻・覆刻等については、別に定める「三康図書館文献複写細則」による。

(損害の賠償)

第8条 来館者が当館所蔵資料を紛失し、あるいは汚損毀損したときは、事情の如何を問わず、同一の資料もしくは時価で弁償させることができる。

2 設備、器具等を故意に破損したときも、それ相応の弁償をさせることができる。

(入館拒否、または退館要請)

第9条 次の各項のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、あるいは退館を要請することができる。ただし、座席利用料は返却しない。

2 故意に前条の行為をなしたる者。

3 伝染性疾患のある者、または館内の秩序を乱し、または乱すおそれのある者。

4 職員の指示に従わず不法行為をなしたる者。

5 その他、当館の指定した事項に違反した者。

以上